

福祉バス利用時における 行き先および経路計画書作成・提出ガイドライン

福祉バスは障害者の社会参加を推進する目的で、名古屋市福祉事業として名身連が運営をしており、実際のバスの運行については運行会社へ委託しております。その一方で、観光バスの事故多発により法改正が行われ、運行に際しても様々な基準が設けられております。

福祉バスは、ご利用者様が作成された経路計画書に沿って運行をいたします。その為、ご旅行の経路に関わる内容は、すべてご利用者様で事前にお調べいただいた上でのご提出をお願いしております。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

■経路提出締切

運行業務を外部に委託している為、締切厳守でお願いします。(利用日の40日前まで)

締切までにご提出のない場合はキャンセル扱いとさせていただきますので、十分ご注意ください。

■バスの配車、停車、駐車場所

名身連の福祉バスは、車種区分の中でも最大の特大車と呼ばれるもので、トレーラーと同等の大きさがあります。(バスのサイズ：長さ1199cm、幅249cm、高さ347cm)

- 通行する道路は、福祉バスと他の車両が同時に通行できる幅があるか、福祉バスを停めても差支えない場所であるか、あらかじめご確認をお願いします。
- 駐車場の予約の必要がある場合は、ご利用者様でご予約をお願いします。
- やむを得ず路上駐車となる場合は、道路を所管する警察署等で駐車許可申請手続きを行い、許可証の写しを添えて下さい。
- 配車場所(送迎場所)の図は、目印となる建物や交差点名とともにバス停車時の向きがわかるようご記入ください。お手持ちの地図にご記入いただき、添付していただいても構いません。

■経路の記入方法

- 経路の欄には、バスを駐停車する場所をご記入ください。
(例) × 京都嵐山 / ◎ 京都嵐山観光駐車場
- 高速道路を使用する場合は、経路の欄に使用するインターチェンジや道路名をご記入ください。
高速道路代金は、その都度ご利用者様から現金でお支払いいただくか、ETCカードをご持参いただき乗務員へお渡しください。
- 宿泊を伴う場合は、乗務員の宿泊場所と夕食の確保をしていただき、運転手の宿泊手配欄へ○をご記入ください。

■経路提出後の変更

- 経路計画書の提出後は、原則変更をいたしかねます。
万が一変更が必要となった場合には、必ず名身連事務局までご相談ください。
- 雨天時に経路の変更を希望される場合は、あらかじめ雨天時用の経路計画書も合わせてご提出いただければ、当日対応することが可能です。

■福祉バスに関する問い合わせ

福祉バスの窓口は名身連事務局となります。

運行会社及び福祉バス乗務員への直接のお問い合わせ、依頼等はご遠慮ください。